

第 31 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 4 月 5 日（月）10：05～10：25
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、中野農林水産部副部長、松下雇用経済部副部長、小見山観光局長、山本県土整備部副部長、田中デジタル社会推進局長、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、松野警察本部警備第二課危機管理室長、高野四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 31 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・本日の会議は、直近の感染状況をふまえ、感染防止対策の協力要請を強めること、これまでの感染状況や政府分科会が示す指標をふまえ、県のモニタリング指標を見直すことを決定するため開催するものである。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」感染症対策部から説明をお願いします。

（渡邊感染症対策課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内の患者発生状況について、4 月 4 日時点で累計 2,843 件と、3 月下旬以降増加傾向にある。
- ・直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規患者も、3 月下旬以降増加傾向を示している。
- ・医療圏別の患者発生状況について、北勢と中勢伊賀で増加傾向が著しい。
- ・年齢別の発生状況については、20 歳未満、20 代を合わせた 30 代未満の合計

- で約6割を占めている。
- ・感染経路に関する状況について、感染経路が不明な割合が、直近では30%前後で推移している。
 - ・県外、県内の別では、県外由来のもの割合が増加傾向にある。
 - ・感染経路別では、クラスターの影響により、飲食と接待を伴う飲食の割合が増加している。
 - ・検査の状況について、直近週（3/20～3/26）で2,750件のPCR検査を実施し、陽性率2.4%と前週より増加傾向にある。
 - ・変異株の状況は、3月28日までに合計326件の検査を実施し、変異株の陽性件数は38件と増加傾向にある。
 - ・なお、この期間中の新規陽性患者数の合計が778件であり、検査実施率は41.9%である。
 - ・また、速報として3月29日から4月4日までの週は11件の変異株が見つかり、参考として民間機関の検査の方でも3件見つかったので、4月4日までの速報で53件発生しているという状況である。
 - ・クラスターの発生状況について、直近2週間で3件発生しており、累計では49件発生している。
 - ・入院等の状況について、入院患者数は3月下旬以降増加傾向で、4月4日時点での病床占有率は37.2%である。

議題2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.10」 について

（日沖危機管理統括監）

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針 ver.10 について、総合対策部から説明をよろしく願います。

（天野危機管理課長）資料2に沿って説明

- ・今回は大きく二つの目的で三重県指針を ver.9 から ver.10 に改定している。
- ・1点目は、本県における直近の感染状況の悪化を踏まえ、第4波の到来を回避するために、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく要請も含め、感染防止対策の徹底を強める協力要請をするもの。
- ・2点目は、県のモニタリング指標の改定で、これまでも政府の分科会が示す指標を踏まえ、県内の感染拡大の状況を的確にとらえた対策を実施できるよう取り組んできたが、今回は、感染状況の段階、それから段階ごとの判断基準となる指標と目安を改める。
- ・今回の三重県指針 ver.10 の適用期間については、イベント開催の取扱につい

て政府から改めて示されることになっているため、本日4月5日から4月30日までとしている。なお、県内外の感染状況や、政府の方針などを踏まえ、必要があれば適宜見直しを行う。

- 3ページ、1. 県民の皆様へ、(2) 新しい生活様式の定着と感染防止対策の徹底の、下から三つ目の項目について、県内でも、大人数や長時間に及ぶ飲食などの場面において感染が広がった事例が多数あるが、特に歓送迎会や新歓コンパなどは感染のリスクが高まるので、参加を避けていただくようお願いする。これは新たに特措法第24条第9項に基づく協力要請としたい。
- その次の項目、飲食の際には、なるべく普段一緒にいる人と、二次会は避けるなど、長時間の飲食とならないような工夫をお願いしたい。
- 4ページ、上から三つ目の項目、家族間での感染が30%を超えるような状況にあり、感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど、外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも体調に異変を感じた場合は家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなどの対策をお願いする。併せて、早期にかかりつけ医等、身近な医療機関に相談をしていただくようお願いする。
- (3) 移動についての一つ目の項目について、引き続き特措法24条9項に基づき、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置および飲食店の営業時間短縮要請等が行われているエリアには、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けるよう協力要請をする。
- その下の項目、上記以外のエリアへの移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよく確認のうえ、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討し、可能な限り控えていただくようお願いする。また、体調が悪い場合は移動を避けていただくようお願いする。
- 5ページ、2. 県外の皆様へ(1) 移動についての一つ目の項目、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置及び飲食店等への営業時間短縮等の要請がなされているエリアにお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き、三重県への移動の自粛について協力をお願いする。
- 次の項目、その他の地域にお住まいの方についても、お住まいの都道府県の移動に関する方針等に留意いただき、必要性について今一度立ちどまって慎重に検討し、可能な限り移動を控えていただくようお願いする。
- 5ページ、3. 事業者の皆様へ下から三つ目の項目は、引き続き、特措法第27条9項に基づく協力要請として、医療機関、社会福祉施設において、引き続き感染防止対策を徹底いただくとともに、特に施設内へ持ち込まない、広げないことを意識した対策を行っていただくようお願いする。
- その下の項目、高等教育機関等において、懇親会等でクラスターとなった事例

- が見られるため、大人数や長時間となる飲食の場を避けるなど、学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知徹底をお願いする。
- 併せて、仮に感染者が発生した場合には、接触者の調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力についても学生への周知徹底をお願いする。これらは、新たに特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請とする。
 - その下の項目、業所等において、食事や休憩、勤務後の懇親会など、居場所の切り換えの場面における感染が発生している。勤務時間以外でも、大人数や長時間におよぶ飲食の場となる懇親会を避けるなどの感染防止対策を徹底するよう、従業員に対する周知徹底をお願いする。
 - 併せて、仮に感染者が発生した場合には、接触者調査や検査への積極的な協力や、調査等への協力についての従業員への周知徹底をお願いする。
 - これらについては、新たに特措法第 24 条第 9 項に基づいて協力要請をする。
 - 10 ページの 6. モニタリング指標については、これまでも県独自のモニタリング指標を設定し、国の分科会から示された指標目安と合わせてモニタリングを行必要な対策を検討してきたが、感染拡大の状況を的確にとらえ適時に対策がとれるよう、判断基準となる主な指標と目安について、感染状況の段階ごとに、以下のとおりとする。
 - 今後もこの政府指標と併せ、政府指標に目安の数値がないステージⅢとなるまでは、県独自のモニタリング指標を活用して必要な対策を検討していく。
 - 表の右の方にある政府指標のステージⅢ、ステージⅣについては、従来から変更なし。
 - ステージⅢに至る前、表の左側のステージⅡ以下については、これまで国からは特に指標や目安といったものは示されていなかったが、この部分について県独自の指標と目安を設けて、感染状況について把握をしていきたいと考えている。
 - 注意レベルについては、確保病床占有率 20%、直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数 4.0 人 (70 人/週)、前週との比較 1.0 倍、感染経路不明割合 20%という数字を指標としている。
 - 警戒レベルについては、病床占有率 30%、人口 10 万人当たりの新規感染者数 8.0 人 (141 人/週)、前週比較は注意レベルと同じく 1.0 倍、感染経路不明割合 30%と設定した。
 - 表の下にある対策区分とは、感染の段階に応じてどういった対策をとっていくかの目安として記載しているもので、注意レベルの場合はまず三重県感染症条例第 11 条第 1 項で対策をとり、感染状況が警戒レベルに近づいた場合は特措法に基づく要請、警戒レベルからステージⅢに近づくような状況になった場合には、三重県独自の緊急警戒宣言の発出を検討、そしてステージⅢの段階

になると、緊急警戒宣言の発出と併せて、エリアを絞ったうえでまん延防止等重点措置の要請も検討し、ステージⅣは、緊急事態宣言が発出されるようなレベルであるということになる。

- ・なお、この指標や目安については、いずれかの項目で一時的に状況が指標を上回ったことをもって直ちに対策を強めるものではなく、感染状況を総合的に勘案したうえで判断して、必要な対策を検討していくものである。以上

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等があるか。

(質疑なし)

- ・それでは、三重県指針 ver. 10 をこのとおりと決定する。

議題3 各部からの報告事項について

(日沖危機管理統括監)

- ・次に事項3の各部からの報告事項について、報告事項のある部局はお願いする。

(野呂防災対策部長)

- ・現状報告だが、2月3日に特措法が改正、施行されたことによって、知事は、県民、事業者の皆さんに対して、まん延等をするために必要な措置を要請、命令することができることになった。
- ・そうした判断をするためには、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聞かなければならないと書かれている。
- ・現時点では県内の感染状況はそのような段階でないが、今後悪化した場合に迅速に対応できるように、専門家の意見を聞き取る手法の検討を進めている。
- ・専門家からの意見聴取については、感染拡大防止と経済活動の両立を図る上で、様々な立場の専門家の意見を聞く必要があるので、本県では、感染症に関する有識者、経済関係の有識者、市町の代表者により構成される懇話会形式の場を想定しており、委員候補の選定を今進めているところである。

(日沖危機管理統括官)

- ・他にあるか。

(辻国体・全国障害者スポーツ大会局長)

- ・国体全国障害者スポーツ大会局から、東京オリンピック聖火リレーが始まっており、三重は4月7日、8日ということで、現在運営準備の最終段階を迎えて

いる。

- ・先催県の一部では、観覧者が密集するという事案もいくつか発生しており、感染防止、事故防止の観点から見て、本県でも危機感を持って対応する必要がある。
- ・リレーの警備計画については、三重県警察の全面的な協力のもと、組織委員会の了承をいただきながら策定されたものであるが、今申し上げた先催県の事案も踏まえ、密集状態になりやすいと見込まれる場所について、追加的な対策をとるべく県警と協議をしているところ。
- ・具体的な内容については申し上げられないが、先催県で実際に密集が発生した状況を本県のルートに当てはめて必要な対策を講じていく。
- ・聖火リレーの観覧方法については、これまで県民の皆さんに対し、まずインターネットでのライブ中継の観覧をお願いしているところ。
- ・また、沿道で観覧する場合は、お住まいに近いルートで、マスク着用、拍手での応援のほか、前後左右で適切な距離をとるなどの周知を行っているところであるが、改めて県民の皆さんへの周知を徹底し、安全安心なリレー実施に向けて取り組んでいく。

(日沖危機管理統括官)

- ・他に各部局からいかがか。

(小見山観光局長)

- ・伊勢志摩地域をはじめ県内各地の観光事業者からの要望があったところだが、感染が落ち着いた段階で、感染症拡大防止対策を徹底しつつ、事業継続のため精一杯努力している事業者を支援するため、県民が県内を旅行する際に旅行代金の割引を受ける、国の地域観光支援制度を活用した事業を速やかに実施できるよう準備を進めていきたい。

(日沖危機管理統括官)

- ・他に各部からいかがか。

議題4 各部からの報告事項について

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは次に知事から指示事項をお願いします。

(鈴木知事)

- ・本日の本部では二つ決定した。一つは特措法に基づく要請を強めるというこ

と、一つはモニタリングのあり方について決めたので、よく理解の上、取り組んでもらいたい。個別に10点申し上げる。

- ・このたび改定した「三重県指針 ver. 10」について、県民・事業者の皆様に対し早急に周知するとともに、対策を講じる際には市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。

特に、県外由来と思われる感染や、歓送迎会や新歓コンパなど大人数や長時間となる飲食の場での感染が多数確認されていることから、そのような感染リスクの高まる場面を避けるよう各関係団体を通じて強く呼びかけること。

- ・県内においても、新型コロナウイルス感染症の変異株の確認が続いている。引き続き変異株 PCR 検査を的確に行い、陽性者が確認された時は、迅速に感染拡大防止に努めるとともに、県民の不安を解消するよう速やかに情報提供を行うこと。

- ・入院期間が長期化する傾向にある変異株の感染者について、国通知により、医師が入院の必要がないと判断した軽症者や無症状者については宿泊療養施設における健康観察が可能とされた。これをふまえ、医療体制をひっ迫させないためにも、積極的に宿泊療養施設の活用を図ること。

併せて、宿泊療養施設の入所者が急増する恐れもあることから、早急に宿泊療養施設を確保するとともに、運営体制の強化に取り組むこと。

- ・家庭内での感染が拡大する傾向にあることから、新学期が始まるにあたり、家庭内での感染防止対策について児童・生徒への周知に努めるとともに、家庭内から学校に持ち込まれるウイルスにより感染が拡大することのないよう、引き続き学校内での感染防止対策の徹底を周知すること。

- ・4月7日、8日に県内で聖火リレーが行われる。実施の際は、沿道の観客の密を避けるなど感染防止対策を徹底するとともに、その旨を県民に対しても確実に周知すること。

- ・高齢者向けワクチンの配送が始まることから、県民の皆様が安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と緊密に連携し、円滑な接種に向けた体制整備を進めるとともに、情報提供に努めること。

- ・各部局においては所管する団体に対し、ガイドラインの遵守や、セルフチェックシートなどの掲示物を活用した感染防止対策の徹底について改めて周知すること。

- ・県独自の接触確認システムである「安心みえる LINE」は、不特定の来客があるような店舗では特に効果を発揮するものであることから、各部局においては、所管する団体に対し「安心みえる LINE」の積極的な活用をお願いすること。

- ・感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。
- ・公務職場においても、業務後の懇親会等で感染する事例が全国的に散見される。「三重県指針」ver. 10 の内容について職員一人ひとりがきちんと理解し、長時間や大人数となる飲食の場を避けるなど、県民の手本となるよう自ら率先して積極的に取り組むとともに、家族・友人など周囲に対しても協力を促すこと。

(日沖危機管理統括監)

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・以上で第 30 回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を終了する。